

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行：箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

～箕面市からのお知らせ～

9月の障害者雇用支援月間にあたり 勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行いました！

箕面市では、障害者の職業的自立意欲の向上と、市内事業所における障害者雇用の推進をめざして、障害者雇用支援月間である9月に勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行っています。

今年も9月1日(月)に勤労障害者のかた5名と、以下に記載の障害者雇用優良事業所2事業者を表彰いたしました。市内各事業所におかれましては、引き続き障害者雇用へのご理解とご協力をお願いいたします。

株式会社王将フードサービス 餃子の王将 箕面店 様

医療法人神明会 住宅型有料老人ホーム ラ・ソーラみのお牧落駅前 様

-目次-

- 勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行いました！ [箕面市]・・・1 ページ
- キャリアアップ助成金のご案内 [ハローワーク池田]・・・2 ページ
- 「スポットワーク」の労務管理について [淀川労働基準監督署]・・・4 ページ
労働者 50 人未満の事業場の皆様へ_ストレスチェックを実施しましょう 8 ページ
- ハラスメント対策・女性活躍推進法が改正されます！ [大阪労働局雇用環境・均等部指導課]・・・9 ページ
- 「労働相談」のご案内 [大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]・・・10 ページ

拡充

年収の壁対策

キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



・政府広報オンライン「年収の壁・支度強化パッケージ」を加工して作成

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）と比較

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- ・助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- ・取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

現) 社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。



切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用して、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能！**

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

【令和7年7月版】LL070701 No.14

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※1を満たす方はいますか。

はい

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。

はい

上記の要件に満たない場合でも、その労働者は週所定労働時間を一定時間延長することなどができますか。または、その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※3等を支給した上で、その後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

短時間労働者労働時間延長支援コース

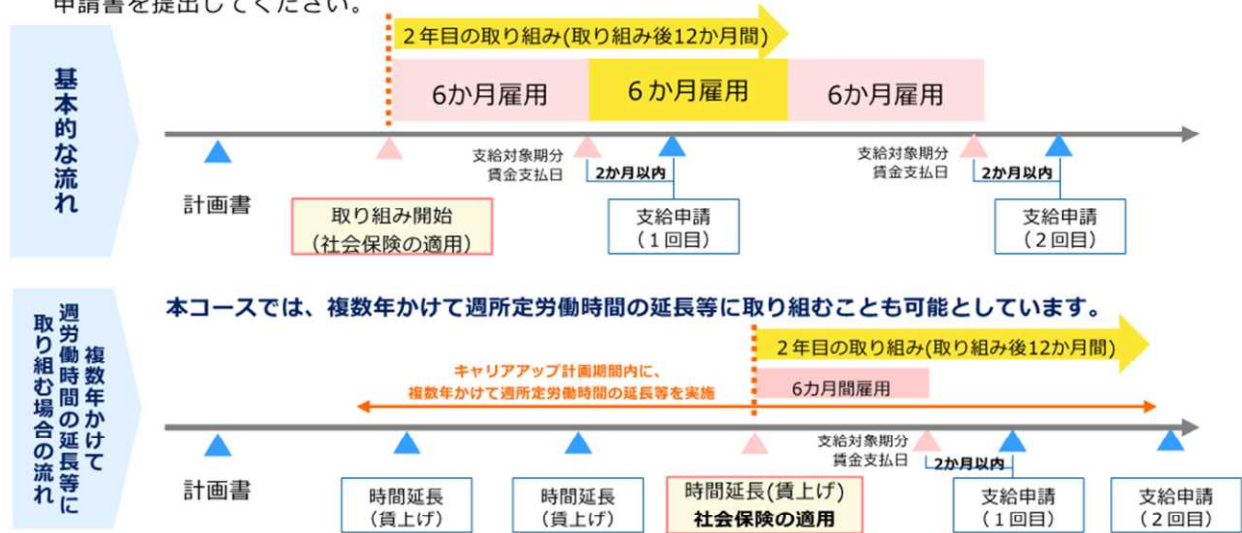
社会保険適用時処遇改善コースの活用が考えられます

支給要件には該当しません

- ※1 従業員51人以上の企業等では、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上であること。（学生を除く）
従業員50人以下の企業等では、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上であること。
なお、労使合意により任意に短時間労働者を適用する場合には、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の方も被保険者となります。
- （注）従業員数は厚生年金の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。
- ※2 表面の支給要件をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当。標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない。）

申請手続き

- **コース実施の前日**までに、**キャリアアップ計画書**を作成し、管轄労働局へ提出してください。（現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。）
- **支給申請**は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を提出してください。



キャリアアップ助成金の申請は、大阪労働局助成金センターへ。ご相談は下記でも受け付けております。

- ハローワーク池田 助成金担当 電話072-751-2595 部門コード31#
- 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」でも助成金に関する相談を受け付けています。

0120-068-116 (フリーダイヤル) 受付時間 平日9:00~17:00

厚生労働省
公式HP



～淀川労働基準監督署からのお知らせ～

「スポットワーク」を利用する事業主の皆さまへ

「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の 労務管理

労働に関する
トラブル
にならない
ために



急に人手が欲しいときなどに利用する「スポットワーク」。最近利用者が急増しています。

「スポットワーク」の労務管理上の注意点をまとめましたので、理解した上で「スポットワーク」を利用しましょう。

※ このリーフレットでは、スポットワークとは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこととしています。

※ スポットワークにはさまざまな形態がありますが、このリーフレットでは、スポットワークの雇用仲介を行う事業者（以下「スポットワーク仲介事業者」という。）が提供する雇用仲介アプリ（以下「アプリ」という。）を利用してマッチングや賃金の立替払を行うものを対象とします。

「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の労務管理

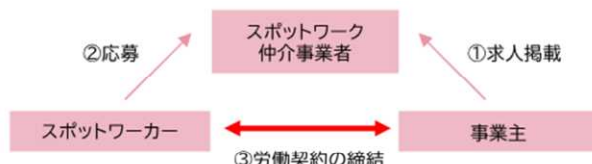


1 労働契約締結時における注意点

誰と誰が労働契約を締結するのかを確認しましょう

スポットワークは、事業主とスポットワーカーが直接労働契約を締結することとなり、**労働基準法等を守る義務は、労働契約を締結した事業主に生じます。**

※ スポットワーカーとスポットワーク仲介事業者が労働契約を結ぶものではありません。



労働契約の成立時期を確認しましょう

労働契約は、労働者が事業主に使用されて労働し、事業主がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び事業主が合意することによって成立します。(労働契約法第6条)

労働契約の成立時期は個別の具体的な状況によります。原則として、**労働契約の成立をもって労働関係法令が適用されることになるので、労使双方で成立時期の認識を共有した上で、労働契約を締結することが求められます。**

スポットワークでは、アプリを用いて、事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募し、面接等を経ることなく、短時間にその求人と応募がマッチングすることが一般的です。

面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、**事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するものと一般的には考えられます。**

労働契約成立後の解約(いわゆる「キャンセル」)について、その事由や期限をあらかじめ示した契約(解約権留付労働契約)を労使間で締結する場合には、当該事由が合理的であることや、労働契約法第3条第1項の労使対等の原則の趣旨を踏まえスポットワーカーにのみ不利な内容にならないことに留意する必要があります。

※ 事業主の都合で仕事を直前に解約することは、就労のためのスポットワーカーの準備を無駄にさせ、その日の別の就労機会を見つける時間的余裕がない状態に陥らせるおそれがあり、労働者保護の観点から、不適切であると考えられます。このため、事業主からの解約の期限については、別の就労機会を見つける時間的余裕に配慮した設定が求められます。

※ 民法上、契約期間の定めのある労働契約については、労使間で特段の合意がない場合は、やむを得ない事由(天災事変等)がある場合を除き、労働契約成立後に解約することはできません。

なお、一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、労働条件の変更に該当し、**事業主とスポットワーカー双方の合意**が必要です。

労働契約成立後は労働基準法等を守りましょう

労働契約が成立すると、**事業主には労働基準法等を守る義務が生じます。**予定された就業開始前に労働条件を明示することなどが必要となります。

スポットワーカーに労働条件を明示しましょう。**労働条件を明示しなかった場合には、労働基準法違反となります。**

労働条件を書面の交付などの方法で明示することは**事業主の義務であり、未然にトラブルを回避**することにもつながります。

労働条件通知書の交付はスポットワーク仲介事業者が代行してくれる場合もありますが、交付は事業主の義務なので、きちんと交付されているか、その内容は適切か、事業主の皆さまは確実に確認しましょう。もしスポットワーク仲介事業者から交付されていない場合、事業主から交付してください。

「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の労務管理



2 休業させる場合の注意点

丸1日の休業または仕事の早上がりをさせることになった

労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業または仕事の早上がりをさせることになった場合は、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」となるので、**スポットワーカーに対し、所定支払日までに休業手当を支払う必要**があります。



※ 休業手当の代わりに、その日に約束した賃金を全額支払うことで差し支えありません。

※ 休業手当を支払う場合であっても、事業主自身の故意、過失等により労働者を休業させることになった場合は、賃金を全額(休業手当を既に支払っている場合は当該手当を控除した額)支払う必要があります。(民法第536条第2項)

3 賃金・労働時間に関する注意点

実際の労働時間に対する賃金を労働条件通知書に記載された所定支払日までに支払わなければ労働基準法違反となります。

業務に必要な準備行為等も労働時間です

事業主の指示により、就業を命じた業務に必要な準備行為(指定の制服への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(掃除等)を就業先内において行った時間などは労働時間に当たります。**求人の際に、これら着替え等の時間も含めて始業・終業時刻を設定**しましょう。予定した始業時刻より前に、事業主の指示により、就業を命じた業務に必要な準備行為(指定の制服への着替え等)などが発生した場合は、その時間を労働時間として取り扱ってください。

なお、事業主の指示により待機を命じた時間も労働時間に該当することから、待機後の事由にかかわらず、事業主は待機時間に対する賃金を支払う必要があることに留意してください。

一方的な賃金の減額は違法です

賃金について、労働条件通知書などで示した額を一方的に減額したり、「別途支払う」としていた交通費などを支払わない場合には、労働基準法違反となります。

実際の労働時間を速やかに確認しましょう

スポットワーカーから予定していた労働時間と異なる実際の労働時間による修正の承認申請がなされた場合は、事業主は、賃金はスポットワーカーの生活の糧であることを踏まえ、予定された労働時間に基づき勤務した賃金は遅滞なく支払うとともに、予定の労働時間と異なる時間については、速やかに確認し、労働時間を確定させましょう。

労働時間の考え方については「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」をご覧ください。



「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の労務管理



4 その他の注意点

通勤途中または仕事中にケガをした場合

スポットワーカーが通勤の途中または仕事中にケガをした場合、スポットワーカーは就労先の事業について成立する保険関係に基づき労災保険給付を受けることができます。(労働者災害補償保険法第7条等)

※ 労災保険料については、事業主のご負担になります。

労働災害防止対策も事業主の義務です

スポットワーカーの労働災害防止のため、労働安全衛生法等に基づく各種措置(雇入れ時等における機械等の危険性や安全装置の取扱方法等の教育の実施等)を講じましょう。

ハラスメント対策も事業主の義務です

スポットワーカーに対するパワハラやセクハラなどハラスメント防止のため、労働施策総合推進法等に基づく各種措置(相談窓口や行為者に対する措置内容の周知等)を講じましょう。



賃金や労働時間、休業手当等の
労働基準法等に関する
お問い合わせは労働基準監督署へ



パワハラなどに関する相談や、ど
こに相談したらよいか分からない
方は総合労働相談コーナーへ
※労働問題に関するあらゆる
分野の相談受付窓口です



(R7.7)

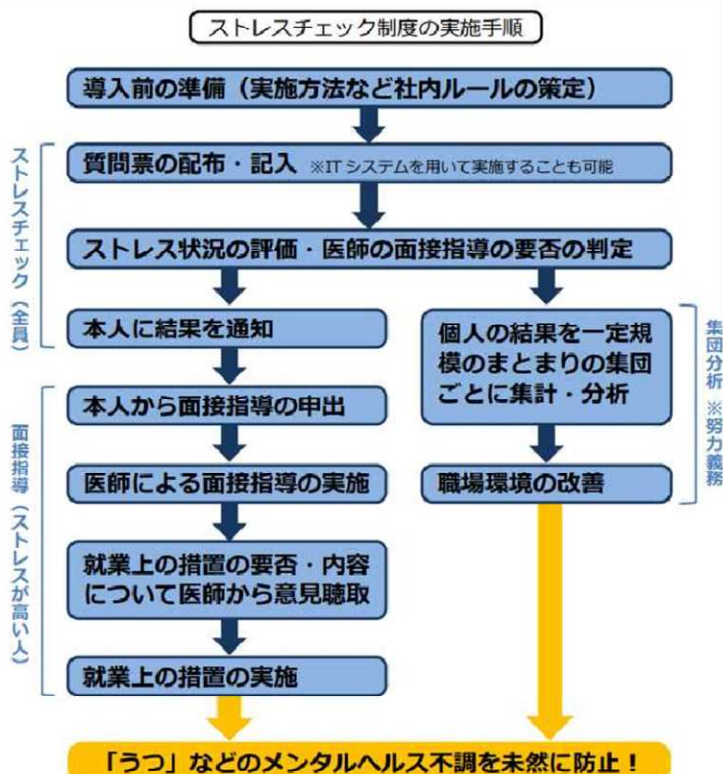
労働者50人未満の事業場の皆様へ

(令和10年5月14日までに施行予定)

ストレスチェックを実施しましょう

労働者50人未満の事業場においても、労働者の「**ストレスチェックの実施**」が義務となります。

ストレスチェックの具体的な実施方法とは



ストレスチェックとは

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状況にあるかを調べる簡単な検査です。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/pdf/160331-1.pdf>



外部の健康診断機関などに
ストレスチェック実施
を委託することも可能
です。



独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

<https://osakas.johas.go.jp/mental/>

企業の方へ

メンタルヘルス対策の専門家（産業カウンセラー、社会保険労務士等）が、事業場を直接訪問し、メンタルヘルス対策の一環として、ストレスチェック制度の導入に関して、「何から取り組むか」、「導入方法」などについて、各事業場の状況に合った具体的なアドバイスをする支援を無料で行っています。また、ストレスチェック制度の内容を含む、管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も1事業場当たり1回、無料で実施しています。



淀川地域産業保健センター

企業の方へ（無料で実施しています。）

- ・ 高ストレス者の医師の面接指導
- ・ 健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導）
- ・ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・ 健康相談（ストレスチェック相談・指導）
- ・ 長時間労働者に対する医師による面接指導



大阪労働局淀川労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

R7.8

～大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課からのお知らせ～

事業主の皆様へ（全企業が対象です）

公布日：令和7年6月11日

ハラスメント対策・女性活躍推進法が改正されます！

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

問い合わせ先
大阪労働局
雇用環境・均等部指導課
06-6941-8940

- **カスタマーハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- **求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）**に対しても、**セクシュアルハラスメント**を防止するための必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

II：女性活躍推進法の改正ポイント

法律の有効期限の延長

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和18年（2036年）3月31日までに延長**されました。

情報公表の必須項目の拡大

（施行日：令和8年4月1日）

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた**男女間賃金差異**について、**101人以上の企業に公表義務を拡大**するとともに、新たに**女性管理職比率**についても**101人以上の企業に公表を義務付け**ます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上 を公表	男女間賃金差異及び 女性管理職比率 に加えて、 2項目以上 を公表
101人～300人	1項目以上 を公表	男女間賃金差異及び 女性管理職比率 に加えて、 1項目以上 を公表

プラチナえるぼし認定の要件追加

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

- プラチナえるぼし認定の要件に、**事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加**します。

～大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課からのお知らせ～

大阪府労働環境課「労働相談」のご案内

大阪府労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇う方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

大阪府労働相談センターでの労働相談

【場所】〒540-0033 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館10階 大阪府労働環境課内

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで

（毎週木曜日は20時まで）

【お問い合わせ】

◆労働相談：06-6946-2600

◆専門家による特別労働相談（要予約／面談のみ）

弁護士、社会保険労務士が相談に応じます。

【利用日時】予約時にご確認ください。

◆職場におけるメンタルヘルス専門相談（要予約／面談のみ）

医師、臨床心理士及び産業カウンセラーが相談に応じます。

【利用日時】第1・2・3・4火曜日：14時～17時

第1水曜日：14時～17時

※特別労働相談、メンタルヘルス専門相談は、あらかじめ相談員による相談を経た上で実施しています。

◆セクハラ・女性相談：06-6946-2601（女性相談員の対応も可能です）

◆テレワークサポートデスク：06-6946-2608

◆オンライン相談：府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。

※1枠45分 1日6枠／17時30分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

◆チャットボットによる労働相談

24時間、365日、6言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）による労働相談が可能です。

〈こちらからご利用ください〉



<https://embed.chatbot.digital.ricoh.com/shokorodo/app/index.html>

◆外国語相談：06-6946-2600（英語、中国語、ベトナム語など12言語の通訳による相談）

※日本語にて要予約／1回のみ／2時間

※上記以外の言語に関しましてはお問合せ下さい。

◆労働環境の改善・働き方改革に関する相談：06-6946-2605

詳細は以下をご確認ください。



<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>

<労働関係情報メール配信サービスのご案内>

労働問題、職場のハラスメント防止、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報、大阪府が実施する労働関係調査の結果をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら→

労働関係情報メール



または右の二次元バーコードを読み込んでアクセスしてください。